

知立市農業委員会総会議事録

公 示 年 月 日	令和5年12月11日
招 集 年 月 日	令和5年12月20日
招 集 場 所	知立市役所3階 第2・第3会議室
参 集 時 間	午後4時10分、委員18名、事務局3名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：1 岡田めぐみ 2 永田治男 3 加古和市 4 毛受 浩 5 杉原敬浩 6 石原國彦 7 鈴木和幸 8 近藤喜代治 9 高村昭広 10 成瀬廣美 11 岩堀秀治 12 高木芳夫 13 藤井公人 14 岡田 均 推進委員：15 平澤信幸 16 岡田教孝 17 石川勝幸 18 小野山悦朗 計18名
事 務 局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝松原牧子、平野翔一 オブザーバー＝小栗朋広
欠 席 委 員	なし
開 会 時 間	午後4時10分 開会宣言 会 長：会長総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。 (午後4時11分)
日 程 第 一	議事録署名委員の指名 7 鈴木 和幸 8 近藤 喜代治 を指名します。(会長) (午後4時12分)
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 1 号 1 番	農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第1号1番議案書をもとに説明】 会 長：只今議案第1号の説明をしていただきましたが、地元委員の鈴木さんはよろしいですか。 鈴木委員：内容については事務局より説明があった通りですが、以前この土地に山屋敷用水がありまして、そこに埋め立てをして、現在畑として利用しております。地図にもありますが、田んぼの真ん中に用水がありまして、これは古い話になると思うんですけど、50年位前、山屋敷用水の排水工事の為に地元の人と協議して山屋敷用水の排水経路を変更することにして、現在は今の土地の東側をU字溝で離水を行っております。ですので排水はきちんと機能していますので問題ないかと思います。こちらについても申請者がその当時から畑として利用してますので、これからも家族等で、一生懸命やって行くと思いますから特に問題ないかと思います。 会 長：地元の委員さんから補足の説明いただきまして特に問題ないと言うご発言でしたけど、その辺いかがでしょうか。 委 員：(意見なし)

	会 長：ではこの議案第1号所有権売買の案件なんですが、申請通り許可してもよいと思われる方挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：ありがとうございました。では全員一致で申請通り許可するとさせていただきます。 (午後4時16分)
議案第2号 1番 2番	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第2号1番について議案書をもとに説明】 会 長：ここは東側にかなり家が建っている所で特に問題はないということでしたが他の方いかがでしょうか。 委 員：(意見なし) 会 長：特になければ議案第2号1番について申請通り許可して差し支えないと思われる方、挙手をお願いします。 委 員：全員挙手 会 長：ありがとうございました。全員問題ないと1番の案件については許可するとさせていただきます。 (午後4時19分) 【議案第2号2番について議案書をもとに説明】 石川委員：西側の神明社の直ぐ東側、現在地目は畑になってますが、何も作ってません。法面もなく整地された土地だけになっております。そこは申請者の事業所のすぐ近くで、駐車場を移設するということについては、問題ないと思います。 会 長：ここ車の出入りは7ページの図に下側(南側)から出入りするのかな。 石川委員：南側からです。ここは神社から刈谷に抜けていく細い道で、そこを通過します。 会 長：特に問題ないという発言でしたがいかがでしょうか。 委 員：(意見なし) 会 長：採決に入らせていただきます。議案第2号2番の案件について申請通り許可して差し支えないと思われる方、挙手をお願いします。 委 員：全員挙手 会 長：ありがとうございました。全員許可して差し支えないとの事でしたので、2番の案件につきましても申請通り許可させていただきます。 (午後4時23分)

議案第3号 1番	農業振興地域整備計画変更に係る協議について 【議案第3号1番について議案書をもとに説明】 会 長：議案第3号について説明顶きましたが、石川委員お願いします。 石川委員：ここのところを写真で見ると西側を市道が通っており、その反対側で問題ないと思います。 会 長：ここの農振除外案件について、特に石川委員では問題ないとの発言でしたが、他の方よろしいですか。 委 員：（意見なし。） 会 長：ではこの議案第3号につきまして、申請通り許可して差し支えないと思われる方、挙手をお願いします 委 員：全員挙手 会 長：はい、ありがとうございました。全員問題ないとの結果ですので、議案第3号につきましては申請通り許可をさせていただきます。 （午後4時27分）
議案第4号 1番 2番 3番 4番	生産緑地買取申出に係る農地のあっせん協力について 【議案第4号1番について議案書をもとに説明】 会 長：事務局より1番の案件を説明顶きました。これ生産緑地の買取農地の斡旋協力ということでございますので、地元の農業委員さん、ご協力をお願いしたいと思います。 【議案第4号2番、3番について議案書をもとに説明】 会 長：2番、3番は一緒に良かったですね。 この農地の生産緑地買取申出に係るあっせん協力ですが、これは牛田の方、期日までにご協力頂ければと思います。 【議案第4号4番について議案書をもとに説明】 会 長：4番の案件も、牛田の岡田委員お願いします。 （午後4時30分）
議案第5号 1番 2番	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 【議案第5号1番について議案書をもとに説明】 会 長：はい1番の案件なんですが、これは石川委員お願いします。 石川委員：元々貸手は、受手のお母さんの姪、親戚なんです。相続で田んぼを分けてもらったんだけど、家族でやれそうもないという話の中で、実家の息子さんがやるということで、今回こうして申請したと言う事です。問題ないと思います。 会 長：受手は、農業経験は十分にありますか？ 石川委員：今からやりつつある、修行中です。 会 長：修行中ですか。特にあの受手が親戚の農地を耕作することに関しては特に支障がないと言うご発言でしたけど、他の皆さんの方でいかがでしょ

	うかね。 委員：（意見なし。） 会長：よろしいですか。議案第５号１番の案件について申請通り承認という方 挙手をお願いします。 委員：全員挙手 会長：はい、ありがとうございました。 議案第５号１番につきましては申請とおり承認とさせていただきます。 （午後４時３２分）
	会長：つづきまして議案第５号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集 積計画の承認について利用権設定なんですが、高村委員は採決には参加 できませんのでご了承ください。 【議案第５号２番について議案書をもとに説明】 会長：はい、この２番の案件、利用権設定の内容ですが特に地元の方よろしいで すか。小野山委員お願いします。 小野山委員：この案件ですけど、２番３の方について田を相続されました。まだ若い んですけど本業の梨畑が大変だと言う事で、水田は誰かに任せて当面は 梨畑を専任で耕作していきたいというながれで、今回の利用権に至った ようです。 会長：２番３の方、梨屋ですものね。今回の利用権設定の内容について問題ない と言うご発言でしたが、他の方どうでしょうか。 委員：（意見なし。） 会長：なければ議案第５号２番の案件について申請通り承認して差し支えない と思われる方挙手をお願いします 委員：全員挙手 会長：では議案第５号２番の案件については承認という事にさせていただきます。 （午後４時３７分）
	会長：以上で議案の審議は終わりになりますが、１８ページ以降報告案件、報告 の第１号、それから２０ページの報告第２号が２３ページまであります けど、事前にこの議案書を見られた中で特にご質問ご意見等ありました らお願いしたいと思いますがいかがでしょうかね。 委員：（意見なし。） 会長：よろしいですか。なければですが以上で１２月総会の議案審議は終了と させていただきます。ではその他と言う事で事務局をお願いします。 （午後４時３８分）

そ の 他	・活動状況報告について（事務局） ・行事予定について（事務局） （午後４時３９分）
閉 会 時 間	午後４時４０分閉会宣言 会 長：農業委員会総会を閉会します。 （午後４時４０分）